

京都市告示第 329 号

京都市里道管理条例第2条の規定に基づき、里道の路線を次のように指定します。
当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成19年1月10日

京都市長 榎 本 頼 兼

| 整理 番号 | 名 称 | 起 終 | 点 点 |
|----------|-----------|-------------------------|--------|
| 1 | 板橋里9001号 | 伏見区北寝小屋町100番地の3 同上 | |
| 2 | 下鳥羽里9001号 | 伏見区下鳥羽上三栖町200番地の8 同上 | |
| 3 | 下鳥羽里9002号 | 伏見区下鳥羽広長町300番地の13 同上 | |
| 4 | 下鳥羽里9003号 | 伏見区下鳥羽長田町300番地の18 同上 | |
| 5 | 下鳥羽里9004号 | 伏見区下鳥羽西柳長町300番地の1 同上 | |
| 6 | 下鳥羽里9005号 | 伏見区下鳥羽北三町200番地の9 同上 | |
| 7 | 下鳥羽里9006号 | 伏見区下鳥羽中三町200番地の6 同上 | |

(建設局道路部道路明示課)